

# 平成26年 第7回 農業委員会総会

日 時 平成26年7月28日 (月) 午後3時

場 所 糸満市役所3-C会議室

## 【出席委員】

会長	金城 正春	代理	眞榮里 保	1番	伊保 智栄美	2番	宮里 良淳
3番	上原 英正	4番	大城 正幸	5番	山城 学	6番	具志堅 繁光
7番	稲福 ツヤ子	8番	大城 茂治	9番	上原 和雄	10番	大城 仁輝
11番	亀甲 康榮	12番	金城 哲男	13番	賀数 宏	14番	伊敷 幸栄
15番	金城 勲					18番	新垣 芳隆
19番	大城 竹信	20番	国吉 真昭				

## 【欠席委員】

16番 仲西 栄二      17番 玉城 盛雄      21番 大保 新幸

## 【職務のために出席した職員】

新垣 康德      兼城 浩康      国吉 孝

## 【議事録署名人】

4番 大城 正幸      5番 山城 学

## 【議事日程】

日程 第1議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程 第2議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程 第3議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程 第4議案第29号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

# 平成 26 年 第 7 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、16 番の仲西 栄二さん、17 番の玉城 盛雄から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立ということになります。それでは会長よろしくをお願いします。</p>												
会長	<p>みなさんこんにちは。連日暑い日が続いておりますね。熱中症も例年に比べて多いようです。皆さん熱中症にならないように気を付けていきましょう。</p> <p>7 月 22 日に第 4 回常任会議がありました。県議事項も配布しておりますので、後でお読みください。糸満の農地法第 5 条案件につきまして、6 件が議案通り決定しております。それでは、第 6 回農業委員会の議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ご意見のある方は、番号と名前を述べてからお願いします。本日の議事録署名委員を、4 番の大城正幸委員、5 番の山城学委員お願いします。</p> <p>次回調査委員は、16 番仲西栄二、17 番玉城盛雄委員、18 番新垣芳隆委員です。よろしくをお願いします。</p>												
会長	<p><b>【議題の宣言】</b></p> <p>本日の議題は、</p> <table border="0"> <tr> <td>日程 第 1 議案第 26 号</td> <td>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>日程 第 2 議案第 27 号</td> <td>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>日程 第 3 議案第 28 号</td> <td>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>日程 第 4 議案第 29 号</td> <td>農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について</td> <td>12 件 (11 筆)</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>その他案件として、県の農業振興公社や、農業委員の選挙日程等に関する資料をお配りしておりますので、後で確認していきたいと思っております。よろしくをお願いします。</p> <p><b>【議題の審議】</b></p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 26 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 15 件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等をよろしくをお願いします。それでは事務局お願いします。</p>	日程 第 1 議案第 26 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	15 件	日程 第 2 議案第 27 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	1 件	日程 第 3 議案第 28 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	5 件	日程 第 4 議案第 29 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について	12 件 (11 筆)
日程 第 1 議案第 26 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	15 件											
日程 第 2 議案第 27 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	1 件											
日程 第 3 議案第 28 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	5 件											
日程 第 4 議案第 29 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について	12 件 (11 筆)											
事務局	<p>はい。それでは 2 ページをお開きください。農地法 3 条に係る許可申請です。それでは説明させていただきます。</p>												

	議案書を読み上げて説明（一部内容省略）
事務局	<p>1番は委員の方が関係しておりますので退出をお願いします。</p> <p>こちらは、字新垣の1筆で売買による所有権移転となっております。6月のあっせん申し出による成立となります。まずは1番からご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長	はい。では1番の案件についてご意見ご質問ありますか。
委員	異議なし。
会長	では、1番につきましては議案通り決定とします。それでは委員の方には席に戻ってもらい、議事を進めていきます。事務局をお願いします。
事務局	はい。では2番の案件から説明していきたいと思います。
	議案書を読み上げて説明（一部内容省略）
	<p>2番は字米須の2筆で売買による所有権移転となっております。こちら5月申し出のあっせん成立となります。3番は字喜屋武の2筆で売買による所有権移転です。4番と5番は譲受人が同一で関連しております。4番は字大里の土地改良区の1筆で10年間の使用貸借権の設定です。5番も字大里の土地改良区の2筆で10年間の使用貸借権の設定です。次3ページをお開きください。6番～8番は譲受人が同一で関連しております。6番は字国吉の2筆で売買による所有権移転です。7番は字国吉の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。8番も字国吉の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。9番、10番も譲受人が同一で関連しております。9番は字喜屋武の1筆と束里の1筆で贈与による所有権移転です。10番は字喜屋武の1筆で5年間の貸借権の設定です。次4ページをお開きください。11番と12番は譲受人が同一で関連しております。11番は字米須の土地改良区の2筆で5年間の貸借権の設定です。12番は字大度の土地改良区の1筆で5年間の貸借権の設定です。13番は字真壁の1筆で、売買による所有権移転です。こちらは5月のあっせん申し出のものです。14番は字真壁の1筆で売買による所有権移転です。こちらは6月のあっせん申し出のものになります。15番は字大里の9筆です。4筆は土地改良区内です。10年間の使用貸借権の設定です。以上です。</p>

会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	5番に関してですが、以前にあっせん申し出のあった場所ではないですか。
事務局	すみません。その可能性がありますので確認してみます。
委員	お願いします。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第26号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第2議案第27号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい、それでは6ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。  議案書を読み上げて説明（一部内容省略）  1番は、字豊原の1筆で、第2種農地で用途は太陽光発電です。4条については以上です。

会長	はい、ありがとうございます。では、議案第 27 号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等お願いします。
委員	<p>みなさん、こんにちは。11 番の賀数です。本日の調査は、14 番伊敷幸栄委員、15 番金城勲委員、私（11 番賀数宏委員）の 3 名で行ってきました。</p> <p>1 番についてですが、8 ページをご覧ください。申請地の上の方には公民館があり、周辺は畑と資材置き場、工場等がありました。こちらは傾斜になっておりまして、土地改良もされておらず、近くに宅地等もあり、3 名の意見としては問題ないと判断しました。以上です。</p>
会長	はい、調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。新聞等で太陽光発電の売電システムについて、500 件以上遅れていて、今後の見通しがたっていないとありましたが、今後の太陽光発電に関して、個人的には危機感を感じています。今後も問い合わせ等も増えると思います。分かる範囲で良いので、事務局の見解を聞かせてください。
事務局	<p>はい、新聞等に載っていたのは、家庭用の売電制限のことだと思います。沖縄電力としては売電の容量を増やしてほしいと国に要請を出している段階だと聞いています。</p> <p>追加ですが、売電の買い取り価格についてですが、40 円から始まった価格が、来年の 3 月までは 32 円となっていて、現状としては下がってきています。今後の売電価格の変動に伴って、転用の申請も減ってくるのではないかと考えています。</p>
委員	わかりました。太陽光発電は、資源を利用した発電なので良い事だと思うのですが、国が保証してくれるのか心配な部分も多いですね。設置した側は将来的に渡って投資金額を回収しなければならないので大変だと思います。
事務局	そうですね。今後も情報収集に努めたいと思います。

会長	他にありませんか。
委員	はい。太陽光発電についてですが、パネルが反射して、近隣の方や作物に迷惑をかける等の話を聞いたことがありますか。
事務局	これまでそのような話は聞いたことがありません。現在、太陽光に関しては近隣の同意も不要になっています。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	特になし。
会長	議案 27 号について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に進みます。日程第 3 議案第 28 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 10 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。  議案書を読み上げて説明（一部内容省略）  1 番は、字山城の 2 筆で、第 2 種農地で用途は鉱山ということで、賃貸借権の設定です。2 番は字大里の 1 筆で第 3 種農地、用途は駐車場で、売買による所有権移転です。

	<p>3番は字名城の1筆で第2種農地、用途は一般住宅です。売買による所有権移転です。4番は字阿波根の1筆で第2種農地、用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。5番は字名城の1筆で第2種農地、用途は宅地拡大となっています。使用貸借権の設定です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。では、議案第28号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、1番ですが12ページの航空写真をご覧ください。現況は原野になっています。周辺には糸豊環境美化センターや平和創造の森公園があります。事務局からの話によると、3年間は鉱山として採掘した後に畑に戻すということで特に問題ないと判断しました。2番ですが、14ページの航空写真をご覧ください。こちらは、県道沿いにあり、周辺も住宅が建っています。段差もあるため、転用に問題ないという意見になりました。次3番は16ページの航空写真をご覧ください。こちらは名城と小波蔵の境目辺りにあり、住宅が密集しているような場所です。特に問題ないと判断しました。4番は18ページの航空写真をご覧ください。こちらは5条申請が度々出ている場所です。以前5条申請が出た場所は、宅地になっていたり、更地になっていたり家が建てられるような状態になっていました。特に問題ないと判断しました。次6番は20ページの航空写真をご覧ください。こちらは建物のすぐ隣で空地になっています。建物の所有者が宅地を拡大したいとのことで、特に問題ないと判断しました。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、1番についてですが、こちらは採掘する目的での貸し借りですか。この場合、鉱業権を持っていないといけないと思いますが、どうなっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、譲受人がこの地区の鉱業権を所有しています。今回は、総合事務局に鉱業権の施業案も提出しており、こちらも下りる予定です。市の方でも1,000㎡以上に対しては開発指導要綱に伴う書類の提出が必要ですが、こちらも済んでおります。県の方に森林法、自然公園法等の申請もしているとのことです。</p>

委員	図面等も提出されていますか。
事務局	はい、提出されています。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	はい。こちらは3年間の賃貸借で間違いないですか。ずっと鉱山として使用するということはありませんか。
事務局	はい。鉱山に対しての許可に関しては、県の方も一時転用でしか許可を与えません。また、貸人とも3年間の賃貸借契約を交わし、契約書も添付されています。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案28号について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に進みます。議案第25号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について13筆を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。それでは22ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p> <p>26-23 から説明致します。字名城の1筆で5年間の使用貸借権の設定、野菜の規模拡大となっています。26-24、26-25 は、字与座の2筆で5年間の貸借権の設定です。転貸ということで、一旦は農業協同組合が借りて、大里在住の方に貸すということです。サトウキビの規模拡大となっています。次23ページをお開きください。26-26 は字大里の1筆で6年間の貸借権の設定です。野菜の規模拡大となっています。26-27 は、字束里の1筆で5年間の使用貸借権の設定で、野菜の新規就農です。26-28 は、字束里の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。こちらも野菜の新規就農となっています。次24ページをお開きください。26-29 は、字真栄平の1筆で8年間の貸借権の設定です。小菊と野菜の新規就農となっています。26-30 は字与座の1筆で10年間の使用貸借権の設定で、サトウキビ、野菜の規模拡大です。26-31、26-32 は、字米須の1筆で5年間の貸借権の設定です。転貸ということで、一旦は農業協同組合が借りて、米須在住の方に貸すことになっています。次25ページをお開きください。26-33 は、字米須の1筆で8年間の貸借権の設定で、野菜の新規就農となっています。26-34 は、字新垣の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。野菜の新規就農ということです。以上です。</p>
会長	<p>はい。では、事務局からの説明をふまえて、委員の皆さんのご意見等よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>はい。農地中間管理機構がありますが、農協もこれまでのように間に入っているの貸し借りは続けるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、農地中間管理機構を利用した貸借もあり、従来通り農協を通じた借り方もあります。しかし今後、農業委員会としては、農地中間管理機構を利用してもらうように、利用者に協力を求めていく必要があります。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にご意見ご質問ありませんか。</p>

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 29 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。以上をもちまして本日の議案は終了いたしました。その他、事務局何かございますか。
事務局	来月の総会は 8 月 26 日(月)となっております。よろしく申し上げます。
会長	<p>では、来月もよろしく申し上げます。以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 4 番 大城 正幸 5 番 山城 学</p>